

重度身体障害者日常生活用具貸与契約書

「金沢市重度障害者日常生活用具給付等実施要領(平成18年10月1日決裁)」に基づき、金沢市(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)と乙の保証人(以下「丙」という。)との間に甲の所有にかかる用具を貸与するにつき、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲乙丙の三者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲は、その所有にかかる次の用具(以下「貸与用具」という。)を無償で乙に貸与するものとする。

(1)品名 福祉電話

(2)数量 1台

2 前項の期間は、契約締結の日から平成 年3月31日までとする。

ただし、期間満了までに、甲または乙からなんらかの意思表示がないときは、引き続き1年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

第3条 甲乙双方は、貸与用具について次の区分によりそれぞれの費用を負担するものとする。

(1)甲は、新たに設置する貸与用具の「工事負担金」「契約料」および「工事料」を負担する。

(2)乙は、その他の費用を負担する。

(3)丙は、前号に規定する費用に未払いが生じた場合、これを負担する。

第4条 乙は、貸与用具の設置場所を移転しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の承認を受けた貸与用具の移転にかかる費用を負担することができる。

第5条 乙は、貸与用具を貸与目的に従って善良に管理しなければならない。

第6条 乙は、貸与用具を貸与目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならない。

第7条 乙は、貸与用具の全部または一部をき損しまたは滅失した場合は、直ちに甲にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

第8条 乙は、貸与期間中、甲に対しその適当な使用および管理がなされている等について、指導を拒み、妨げてはならない。

第9条 乙および丙は、この契約上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、貸与された用具を速やかに甲に返還しなければならない。

(1) 用具の貸与を必要としなくなったとき

(2) 他の市区町村に転出したとき

(3) 本契約の条項に違反したとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従わないとき

第11条 この契約に関し、疑義を生じたときは、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約締結を証するため、本契約書3通を作成し、甲乙丙三者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 貸与人 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市長 山野 之義 ⑩

乙 借受人 住所 金沢市
氏名 ⑩

丙 保証人 住所 金沢市
氏名 ⑩